

軽度者に対する対象外種目の 福祉用具貸与取扱いの手引き

平成25年4月

綾瀬市 福祉部 高齢介護課

1 福祉用具における対象外種目

福祉用具貸与は、被保険者が要介護状態となった場合においても、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえて適切な福祉用具を貸与することで、日常生活上の便宜を図るとともに介護者の負担軽減を図るものです。ただし、福祉用具貸与のうち、要介護度に応じて(表1)に掲げるとおり、被保険者の状態像から見て使用が想定されにくい種目(以下「対象外種目の福祉用具」という。)は、原則として貸与することができません。このような、福祉用具貸与に制限がある被保険者を「軽度者」と称します。

なお、要介護4・5の被保険者については、福祉用具貸与の制限はありません。

(表1) 要介護度に応じた対象外種目の福祉用具

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3
車いす	×	×	×		
車いす付属品	×	×	×		
特殊寝台	×	×	×		
特殊寝台付属品	×	×	×		
床ずれ防止用具	×	×	×		
体位変換器	×	×	×		
手すり					
スロープ					
歩行器					
歩行補助つえ					
認知症老人徘徊感知機器	×	×	×		
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	×	×	×		
自動排泄処理装置 (尿のみの機能のもの。)					
自動排泄処理装置 (尿及び便の機能のもの。)	×	×	×	×	×

自動排泄処理装置(尿のみの機能のもの)については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員が判断します。この判断の見直しについては、居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画表に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)行うこととなります。

2 軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与

原則、軽度者に対して、対象外種目の福祉用具を貸与することはできません。しかし、次の各号のいずれかの方法を用いることで、例外的に対象外の福祉用具を軽度者へ貸与することができます。

(1) 要介護認定の認定調査票（以下「基本調査」という。）の直近の結果を用いて対象外種目の福祉用具貸与の必要性を判断する方法

(表2) 対象外種目の福祉用具を軽度者へ貸与する場合の判断基準

福祉用具の種目	利用が想定される状態像	要介護認定の調査票の直近の結果
車いす及び 車いす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が、「3.できない」
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	日常的に寝返りが困難な者 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」 基本調査1-4が、「3.できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
認知症老人徘徊 感知機器	意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ・ 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが、「2.できない」 ・ 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが、「1.ない」以外 ・ 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている
	移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2が、「4.全介助以外」
移動用リフト (つり具の部分を 除く。)	日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が、「3.できない」
	移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「3.一部介助」又は「4.全介助」
自動排泄処理装置 (尿及び便の機能 のもの。)	排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6が、「4.全介助」
	移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「4.全介助」

(表2)の「利用が想定される状態像」と「基本調査の結果」に軽度者が該当する

場合は、対象外種目の福祉用具であっても貸与することができます。ただし、介護支援専門員は、基本調査の直近の結果の写しを入手したうえ、サービス記録と併せて保存しておかなくてはなりません。

「基本調査の直近の結果を用いる方法」で、軽度者へ対象外種目の福祉用具を貸与する場合、綾瀬市へ「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼書」の提出は必要ありません。

(2) 適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員が軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与の必要性を判断する方法

(表3) 基本調査の直近の結果に判断基準がない「利用が想定される状態像」

福祉用具の種目	利用が想定される状態像
車いす及び車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
移動用リフト(つり具の部分を除く。)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者

軽度者が、(表3)の「利用が想定される状態像」に該当する場合は、(表2)に判断基準がありませんが、適切なケアマネジメントを行うことで、対象外種目の福祉用具を貸与することができます。この場合、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員が貸与の必要性を判断することになります。この判断の見直しについては、居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画表に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)行うこととなります。介護支援専門員は、主治医から得た情報と(表3)の「利用が想定される状態像」に該当する理由をサービス記録と併せて保存しておかなくてはなりません。

「適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員が軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与の必要性を判断する方法」を用いる場合、綾瀬市へ「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼書」の提出は必要ありません。

(3) 「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認書」を用いる方法

軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼の手続き

(1) 及び(2)のいずれの方法においても対象外となる軽度者に対しても、綾瀬市から「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認書」の交付を受けることで対象外種目の福祉用具を貸与することができます。綾瀬市から「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認書」の交付を受けるには、介護支援専門員が医師の医学的な所見を収集し、必要書類を揃えて綾瀬市へ提出する必要がある。

【対象外種目の福祉用具貸与が必要と認められる医学的な所見】

- ア 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に(表2)の「利用が想定される状態像」に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)
- イ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに(表2)の「利用が想定される状態像」に該当することが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態悪化等)
- ウ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から(表2)の「利用が想定される状態像」に該当すると判断できる者
(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)

【医学的所見の収集方法】

- ア 主治医意見書による確認
- イ 医師の診断書等による確認(利用者が診断書料等を負担する場合があります。)
- ウ 医師に聴取することによる確認(ソーシャルワーカーを経由して確認した場合も含む。)

【必要書類】

- ア 軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼書
- イ 主治医意見書(省略可)又は医師の診断書
「医師に聴取することによる確認」により、医師の医学的な所見を収集した場合、ウ及びエに確認日、病院名、医師の氏名、内容を記録してください。

- ウ 居宅サービス計画（第2表）または介護予防サービス・支援計画書
- エ サービス担当者会議の要点（第4表）または介護予防支援経過記録
- オ 軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼遅延届出書（やむを得ない理由により、福祉用具貸与開始後に提出を行う場合のみ提出）

「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認書」の交付

介護支援専門員は、綾瀬市から「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認書」の交付を受けます。

【やむを得ない理由により綾瀬市への提出が遅れた場合の取扱い】

軽度者に対して対象外種目の福祉用具貸与が認められるのは、「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認書」の日付以降となります。よって、福祉用具の貸与開始後に綾瀬市へ提出を行う場合、「軽度者に対する福祉用具貸与確認書」の日付以前の期間は無許可で福祉用具を貸与していることとなります。（実地指導等で指摘されることとなります。）

しかしながら、やむを得ない理由により貸与開始日までに綾瀬市へ提出することが困難である場合も想定されます。そのような場合、福祉用具貸与開始日以前に綾瀬市へ提出を行えなかった理由を文書で保存しておいてください。

（やむを得ない理由が適切なものであれば、実地指導において考慮されます。）

【やむを得ない理由の具体例】

- ・ 暫定ケアプランでの福祉用具貸与
- ・ 福祉用具を貸与している被保険者が要介護認定の区分変更申請した場合
- ・ 要介護認定更新申請の判定結果が遅かったことにより、手続きが遅れてしまった場合

具体例を例示しただけであり、上記に該当しない場合でも適切な理由であれば問題ありません。

3 軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与の事務手続き

【 被保険者の状態の確認】

介護支援専門員は、基本調査の直近の結果を入手し、軽度者の状態像が、「2 . 軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与」の(表2)に該当するかを確認する。

〔該当する〕 基本調査の直近の結果の写しを本人同意のうえ、指定福祉用具貸与事業者へ渡す。

〔該当しない〕 【 医師の医学的所見の収集】へ



【 医師の医学的な所見の収集】

介護支援専門員は、医師の医学的な所見の収集を行う。



【 サービス担当者会議の開催】

介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、対象外種目の福祉用具を貸与することが軽度者に対して特に必要であるかを判断する。また、綾瀬市への提出が必要かを確認する。

〔提出が必要〕 【 「軽度者に対する福祉用具貸与確認依頼書」を提出へ

〔提出が不要〕 医学的な所見等をサービス記録と併せて保存する。

2の「(2)適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員が軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与の必要性を判断する方法」を用いる場合、綾瀬市へ「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼書」の提出は不要です。



【 「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼書」を提出】

介護支援専門員は、「軽度者に対する対象外種目の福祉用具貸与確認依頼書」を綾瀬市へ提出する。